

規制番号体系の国際標準化とソフトウェア規制

1. はじめに

まずは国際標準化への動きが本格化するに至ったことにつき、民間側各位の長年の御努力、当局の御英断に敬意を表します。

法令番号にアルファベットが採用されること自体が前代未聞だと私は聞いておりました。それが議事録を読むと、衆参どちらの委員会からもそのことに異論がなかったというのは、事務方の説明がそれだけ周到だった証明といえることでしょう。

さて本稿は、**規制体系の国際標準化にあたり、「ソフトウェアの規制」は「きちんと『ソフトウェアの規制』と表現」していただきたい、『プログラムの規制』と誤って表現」されませぬように、**という主張であります。

もしかすると、多くのおみなさんは「つまらんテーマだな」、「国際レジームの規制リストが Software と表記しているからそれに合わせたいという話か?」、「ソフトもプログラムも同じだろうに?」と疑問を持たれたかもしれません。

しかしこの主張をするには**3つの理由**があります。1つは輸出管理の世界で「プログラムとソフトウェアは同じではない」からです。(詳しくは第2節で述べます)

第2には「**両者を混同することによる弊害**」です。(第3節で述べます)

第3には「**条文中にソフトウェアという語を使うことへの抵抗感**」が「両者を同一視する習慣」とセットになっているという現実があります。(第4節で述べます) もっとも私の取越苦勞にすぎず、関係者の方々におかれてはとっくに克服されている可能性も十分にあるとは思っております。(その場合は笑ってすまして下さい)

但しもし「知らなかったぞ」ということであれば、あらためて検討いただく必要があろうと思います。そして**検討される際の最大のポイントは諸外国の運用実態**です。以前にも海外情報を入手することの重要性については触れたところですが、今回のような規制全体の大改正というのは千載一遇の機会です。絶対に逸してはなりません。最後にそのことにも触れるつもりです。

2. プログラムとソフトウェアは同じではない

日常生活の中では両者は同じ意味で使われることが多いですが、**輸出管理の世界では別概念**です。2016年3月の安全保障貿易学会での報告と重なるので、ここでは概略のみ記します。 (<http://www.cistec.or.jp/jaist/event/kenkyuutaikai/kenkyu21/index.html>)

ポイントは次の4点；

- i 海外（4大国際レジーム・米国・EUなど）では、**software** と **program** は別々に定義されている。例えば米国 EAR の定義は

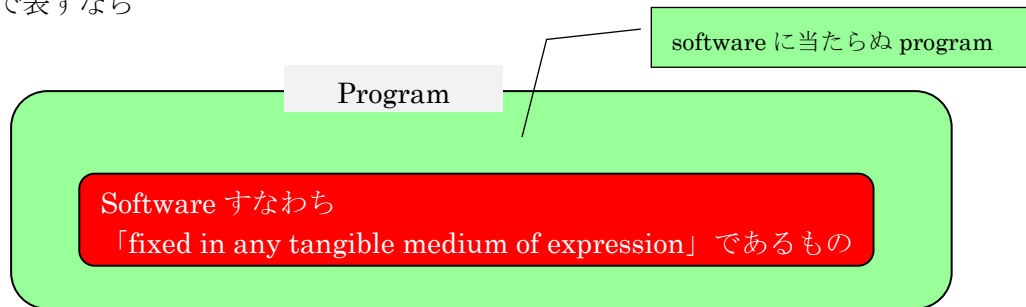
“Program”. (Cat 2, 4, and 6)

--A sequence of instructions to carry out a process in, or convertible into, a form executable by an electronic computer.

“Software”. (Cat: all)

--A collection of one or more “programs” or “microprograms” **fixed in any tangible medium of expression.**

☒ で表すなら



※ 今回の説明では単純化のため、マイクロプログラムへの言及は省略しています。もっともマイクロプログラムは、役務通達でも言及されていませんが、おそらくそれは「マイクロプログラムもプログラムの一種」という認識あつてのことではないかと推測します。

- ii 両者の差は、**software** は **program** のうち特定の一部分、すなわち「**fixed in any tangible medium of expression.**」のものに限られるという点。
- iii 「tangible medium of expression.」の理解は「ほらこれが **program**」と認識できる（指差せる）**物体**と考えるのが妥当である。（この点については違和感ある方もありそうなので<附録>にて補足説明します）
- iv 機器自体は「『ホラコレ』の物体」とはいえない（自動車を指して「ホラここに **program** がある」とはいわない）から「tangible medium expression」ではなく、従って「機器に内蔵された **program**」は **software** に当たらない。

なお、我が国の役務通達では下記の「プログラムの解釈」（**program** の定義とほぼ同じ）のみが記され、「ソフトウェアの解釈」への言及がありません。恐らくこれは貨物等省令本文にソフトウェアが登場しないためかと思われます。

プログラム

特定の処理を実行する一連の命令であり、電子装置が実行できる形式又はその形式に変換可能なものをいう。

3. 「プログラムとソフトウェアを混同する」ことの弊害

端的に言えば、機器に搭載されたプログラム（一般にファームウェアと呼ばれる）を「プログラムとして判定」したり「プログラムの対外提供」として許可手続きせねばならなくなることです。

前頁ivで述べたように「機器に内蔵された program は software に当たらない」わけですから、海外ではこれは規制外。しかし日本では「それがプログラムである限りは規制対象」とされてきました。

その結果、どんな弊害が生ずるかというところ

- i 二重許可（貨物と役務の）が必要、取り忘れたら大事件になる
…不幸な実例を御記憶の方も多いと思います
- ii 貨物の許可不要特例（輸出令4条）が空文化
…「貨物を出してよいが、（当然それに附随する）制御プログラムを出したら有罪」というのは『ベニスの商人』的レトリックと思いませんか？
- iii 貿易外省令9条2項十四号ハの許可不要特例の使い勝手が悪いまま
…省令<ハ>で許可不要としているのは
同時輸出貨物の専用設計プログラム∩特定項番∩ソースコード提供なし
なので、姉妹機種（輸出令該当ハイエンドモデル）の制御プログラムを流用搭載している貨物（輸出令非該当のローエンドモデル）の輸出は救われぬ
- iv 該非判定の凄まじい負荷
…特に他社製品の場合、内蔵プログラムの判定はどうするのか？
…今はまだ内蔵プログラムの判定を顧客から要求される事例は少ない（顧客企業の「良識」が健在なため）が、ひとたび事故が起きれば（メーカーに判定させようの）「ブーム」に火が着く危険あり

勿論「真に必要」であれば内蔵プログラムを本体と別に規制し該非判定するのは当然です。しかし安全保障上、本当にその必要があるのか、次の2点から再検討の余地があるのではないかと考えました。

- v わざわざプログラムを抽出・リバースエンジニアリングのため装置を輸入？
- vi 海外では規制していないのではないかと？
…たとえば米国メーカーにコンピュータのECCNを尋ねて搭載ソフトに言及した回答を得たことのある人はいるか？ ほとんどの人は「4A994 コンピュータ」式の回答しか得ていないのではないかと？（みなさんは「4A994 コンピュータ+4D994 ソフト」式の回答を貰ったことがありますか？）

※ 上記については様々な方から異論・疑問をうかがっています。それに対する私の見解は別文書 (<http://www.1st-xcont.com/SoftDefQA.pdf>) にまとめてありますので、ご興味ある方は併せて御覧ください。

4. ソフトウェアという語への抵抗感

何年か前の国際標準化の進捗状況報告会でのことです。CISTEC 事務局から「法令で規制対象をソフトウェアと表記するのは困る、是非プログラムと表現させてくれ」と当局から強く言われた旨の報告がありました。おそらく担当官の方は「単なる言葉遣いの問題だろう？ だったら恒例に従ってもらいたい」という御認識だったのではないかと、思います。

そのときは私も「役所の作法って色々あるんだねえ」と気にも留めませんでした。まださほどの問題意識がありませんでしたから。

しかし本稿をお読みのみなさんには、それが「言葉遣いの問題」でないことを気付いて下さったかと思います。輸出管理においてソフトとプログラムは「そもそも意味が異なる」から「用語も使い分けるべきなのだ」ということに。

国際標準化に向けての活動の中で、関係者の方々は既に従来の先入観や慣習を打ち破り、項番符号にアルファベットを使用するところまで到達されています。ならばもう一步踏み出して「法令条文にソフトウェアという言葉が登場させる」のも決して不可能ではない筈。私はそのように信じております。

5. 千載一遇のチャンス

本件のような基本的な議論は、普段なかなか法令に反映させることができません。なぜならそれをやろうとすると「今更何をいうのか？ 今までの制度が間違いだったというのか？」という問題につながりかねないからです。

だからこそ今回のような規制枠組みの大改訂が絶好のチャンスなのです。もしこの機会を逃し「プログラムの規制」という表現を法令中に定着させてしまったら、滅多なことで挽回はできないでしょう。

ではここでそのためのカギは何か？ それは諸外国の運用情報です。

これまでの議論で私の主張に「それなりの説得力」を感じて下さった方も、「それは君の頭の中で整合しているだけじゃないの？」と不安を持たれることがあるかと思えます。それゆえ実態がどうなのか、その情報を得ることが重要なのです。たとえば米国 BIS の運用はどうか？

そこで期待されるのが CISTEC の役割です。CISTEC は定期的にミッションを派遣するなど BIS とは緊密な関係を持っています。また不定期ではありますが、米国からの客人を迎えるの勉強会開催を行っていただいたと記憶します。

折角の人脈をこういう肝心な場面で使わない手はないでしょう。当局に要望書を出すだけが制度合理化・国際ハーモナイゼーションの活動ではありません。ここで手をこまねいているようでは「日頃の対外交流は何のためだったのか」と言われても仕方ないと思います。はやりの言葉で申せば「いつやるのか？ 今でしょ！」ということでもあります。